

宇治市職員労働組合

執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

回 答 書

平成 24 年 11 月 16 日付で貴組合から要求のありました 2012 賃金確定要求書について、1 次回答として、以下のとおり回答する。

本年の人事院勧告では、官民較差がほぼ均衡していることや、給与臨時特例法による給与減額措置をおこなっていることから、月例給与及び期末勤勉手当の支給割合は、ともに据え置きとされたところである。一方、京都府の人事委員会勧告では、期末勤勉手当は据え置きとされたところであるが、月例給与の公民較差はマイナス 0.1%として、給料表の改定が勧告されたところである。

貴組合から多岐にわたる要求書をいただき、その内容などから、職員の生活実態は切実なものがあると十分認識しているところである。

しかしながら、今日の非常に厳しい社会経済情勢の中では、市民の公務員に対する目はより厳しくなっているのも事実であり、国や京都府、近隣他団体の動向を踏まえながら、本市として、市民や議会の理解と納得が得られる給与改定を行うことが求められるところである。

本回答は、1 次分として、期末勤勉手当に関する部分について、当局として十分検討したものである。本回答をもってご理解願いたい。

また、他の要求項目については、引き続き誠実に検討し、追って回答したいと考えているので、合わせてご理解願いたい。

4. 一時金について

- (1) 12月一時金については、2.5月プラス36,000円を支給すること。

(回答)

本年の人事院勧告、京都府及び京都市の人事委員会勧告において、民間の年間支給月数と概ね均衡しているため、据え置きとされたところである。このような中で、本市が現行の支給率を上回る支給率で支給するのは困難であるので理解されたい。

なお、平成24年12月期に支給する期末勤勉手当は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき、期末手当として1.375月分、勤勉手当として0.675月分の合計2.05月分を12月10日に支給するので理解されたい。

- (2) 一時金の役職段階別加算措置をやめ、全職員10%以上の加算とすること。国基準を下回っている加算措置については直ちに是正をはかること。現在加算のない1・2級について直ちに加算を行うこと。

(回答)

役職加算については、その職責に応じて役職の職務別に措置しているものであることから、全職員に一律10%加算することは困難であるので理解されたい。本市の1・2級については、国基準を踏まえると、現時点においては、役職加算を導入することは困難であるので理解されたい。

また、国基準を下回っている役職加算については、近隣他団体の状況を踏まえた上で、検討していきたいと考えているので理解されたい。

- (3) 「勤勉手当」を廃止し、「期末手当」に一本化すること。また、一時金の「勤勉手当」及び「期末手当」に成績率改悪を導入しないこと。

(回答)

期末手当、勤勉手当を一本化することは勤勉手当が職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有しており、この手当の支給形態が民間企業における賞与の特別給のうち成績査定分に相当し、民間企業の賞与の支給形態と均衡が保たれている根拠となっていることから、期末手当として一本化はできないところである。

また、勤勉手当の支給については期間率と成績率を乗じた支給割合となっているが、現状は勤務期間率と懲戒処分者を除き一律適用した成績率とで支給割合を決定している。成績率の勤勉手当への反映は、管理職の一部への試行を検討しているところであるので理解されたい。